証券コード5287
平成29年６月９日

株　主　各　位

神戸市中央区中山手通五丁目１番３号
株式会社イトーヨーギョー
代表取締役社長　　畑　中　　浩

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市北区豊崎三丁目９番１号
ホテルサンルート梅田　本館２階「太陽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項　第68期（自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.itoyogyo.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における経済情勢は、新興国を中心に成長が幾分減速したものの、世界経済は総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。わが国経済では、一部に改善の遅れがみられるなか、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、米国のトランプ政権誕生による自国優先な内向き傾向などによる海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等について、留意する必要があります。

当社の関連する業界におきましては、政府のインフラ長寿命化基本計画や国土強靭化基本法のもと、東日本大震災や熊本地震からの早期復興・創生や、道路施設の老朽化対策、道路の防災・震災対策や代替性の確保のための道路ネットワークの整備、生活道路・通学路の安全対策による国民の安全・安心への取り組みを政策態度に掲げられています。また、政府方針に基づき、経済対策の一環である2016年度予算の前倒し執行や補正予算による押上げ効果により、公共事業が堅調に推移いたしました。今後は、オリンピック関連投資の本格化もあって、高めの水準を維持することが想定されます。さらに、当社の無電柱化対策製品と関連して、「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、新たな国の無電柱化推進計画の策定が進められています。加えて、従来の手法と異なる「次世代の無電柱化手法」として、低コスト手法によるモデル施工の計画が各地域で進められております。

このような状況のなかで、当社は中期ビジョンとして「自ら需要をつくれる企業」、単年度においては「Challenge for Change－その先に広がる景色と未来への情熱」という社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進いたしました。

製商品に関しましては、交通事故対策ともなる自転車通行の優位性強化製品である「ライン導水ブロック」等の道路製品の販売促進活動を推進するとともに、タイ王国の大手コンクリート製品メーカーとの事業提携についてMOU締結を行い、国内だけではなく海外に対しても当社製品の拡販の準備を進めております。また、中期ビジョンの核となる、主に政府の「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」の方針に基づき開発・設計された無電柱化製品「D.D.BOX」シリーズ、そして新製品の埋設型小型ボックス「S.D.BOX」の開発、さらには東京都建設局の指導のもと開発した自転車ペダル対応縁石「ペダループ」など、既存製品の付加価値を高める

技術開発を導入しながら知的財産権の取得に注力し、公共事業だけでなく民間事業への積極的な営業活動を進めてまいりました。また、環境対策商品である「ヒュームセプター」や「ドルフィンウォーターケア」についても、官民の環境への意識と理解が高まるなか、周知活動に邁進してまいりました。

一方で、無電柱化製品を含む当社が取扱う付加価値の高い製品は、その特殊性から、普及までに時間を要する商材もあります。また、近年頻発している日本特有の大規模な自然災害が発生した際に、復旧・復興事業に優先的に予算配分される不確実性もあり、このような要因を織り込んで、国・地方自治体並びに民間需要の方向性を見極めつつ、段階を踏み一歩ずつ着実な成長を目指しながら、中期ビジョンである「自ら需要をつくれる企業」に向けた実践、そして、永続企業に必要となる「持続可能な収益モデル」の早期確立等に注力してまいりました。

また、生産面におきましては、工場近隣土地の買収を行い、出荷エリアの拡張・製品置き場の拡張等の環境改善にも取り組んでまいりました。

加えて、保有遊休土地の将来に向けた有効活用と運用を模索し、積極的な課題解決に取り組んでまいりました。

当事業年度における具体的諸施策は、次のとおりであります。

① 「新たな収益モデルのステージ構築」を推進
② 「開発業務の方向性と切り口」の確認
③ 「営業戦略の構築とシステムの一元化」を推進
④ 「新製商品の販売強化」の認識共有
⑤ 「生産効率と品質の両立」を強化
⑥ 「保有資産の創出と有効活用」を推進
⑦ 「社内体制強化」の認識共有と強化

その結果、当事業年度の売上高は25億89百万円（前事業年度比10.3％増）、営業利益は45百万円（同215.9％増）、経常利益は54百万円(同166.4％増)、当期純損失は１億95百万円（前事業年度は当期純利益18百万円）となりました。平成29年４月21日付で公表いたしました「固定資産の譲渡及び特別損失の計上に伴う業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、資産の整理・有効活用のため、多額の特別損失を計上しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、本店事務所移転に伴う土地、建物の購入、工場の製品ストックヤード造成工事、工場内の舗装工事であり、その総額は２億96百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、総額２億円の長期借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しといたしましては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響などもあり、景気の下振れや2019年実施予定の消費税引き上げへの対応など、我が国の景気を下押しする不安要素も存在しておりますが、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続くことが見込まれます。

当社関連市場におきましても、2020年開催の東京オリンピックに関連するインフラ整備や各種民間開発が本格化されることが予想されており、国土交通省の平成29年度道路関係予算において掲げられた東日本大震災や熊本地震等による「被災地の復旧・復興」を加速させるとともに、国土交通省においても限られた予算で最大限の効果を図る「選択と集中」がさらに強化されていきます。特に、当社が参入すべき分野である「道路の老朽化対策」、「災害対策」、「環境対策」、「無電柱化」、「自転車通行空間の整備」などについて、積極的な情報の入手と周知活動を行っていくことが求められます。

このような環境のなか、当社は社是のもと、中期ビジョンの実現に向け、公共事業だけでなく民間市場や海外市場にも積極的に参入することで下期偏重となっている収益構造の改善を図るとともに、永続企業に必要となる「持続可能な収益モデル」の早期確立、そして次のステップとして、「新たなビジネスモデルのステージ」を描き、既存製品の進化だけではなく、新製品と組み合わせることで新たな価値を生み出していくことに引き続き注力してまいります。また、各部門における業務課題とその対応策についても、積極的に取り組んでまいります。

そのためにも、当社は「自ら需要をつくれる企業」として正確な情報により方向を見極め、当社の強みである付加価値の高い既存製商品の独自性・優位性を高める周知活動の徹底強化、知的財産権を活用した製商品開発、異業種連携による新たなネットワークの構築、当社が保有する資産の更なる有効活用、それらを推進するための各種投資等を積極的に行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第　65　期 平成26年３月期	第　66　期 平成27年３月期	第　67　期 平成28年３月期	第68期(当期) 平成29年３月期
売上高（千円）	2,589,405	2,449,545	2,348,740	2,589,703
経常利益（千円）	76,025	29,557	20,578	54,823
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	60,433	34,756	18,419	△195,769
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	20.25	11.64	6.17	△65.56
総資産（千円）	4,066,397	3,994,978	4,021,463	4,119,357
純資産（千円）	3,145,549	3,170,808	3,158,743	2,958,328

（注）1.　１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2.会社の株式に関する事項」に記載しております。

2.　第65期は、東日本大震災の復興事業や経済対策による公共事業及び道路関係の公共事業が堅調に推移したことから、売上高は第64期を8.3%上回っております。また、新製商品の開発及び販売促進に尽力するとともに、人的投資や戦略的投資などの各種投資を積極的に行っておりますが、利益面においても増益となっております。

第66期は、消費税引き上げ前の駆け込み需要に伴う大幅な需要減があったこと等から、売上高は第65期を5.4%下回っております。

第67期は、建設業界における人手不足の影響等により、道路製品の発注遅れが大きく影響したことにより、売上高は第66期を4.1%下回っております。

第68期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区　分	主　要　製・商　品　等
コンクリート製品関連事業	道路関連製品、バイコンパイプ、バイコンマンホール、ゴムジョイント、環境関連商品等
建築設備機器関連事業	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、メンテナンス
不動産関連事業	賃貸用マンション・駐車場等の賃貸、管理

(注)　コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（バイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をバイコン製法といいます。当社のコンクリート製品は、このバイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「バイコン」の名を冠しております。

(8) 主要な営業所及び工場

①　本　　店　神戸市灘区灘北通十丁目１番14号

なお、平成29年４月１日付けにて神戸市中央区中山手通五丁目１番３号に移転しております。

②　営業所及び工場

大阪本部	大阪市北区	加西工場	兵庫県加西市
大阪営業所	大阪市北区	多紀製造所	兵庫県篠山市
東京支店	東京都中央区		
神戸営業所	神戸市灘区		
岡山営業所	岡山県瀬戸内市		

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 124	名 13	歳 43.3	年 11.6

(注) 1.　上記従業員数は就業人員数であります。
2.　平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社　三菱東京ＵＦＪ銀行	196,668千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　14,270,000株

② 発行済株式の総数　3,568,000株（自己株式581,865株を含む）

③ 当事業年度末の株主数　1,174名（前期末比84名増）

④ 大　株　主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
畑中千弘	865,400	26.76
伊藤泰博	354,400	10.96
畑中浩太郎	280,100	8.66
畑中雄介	280,100	8.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	248,100	7.67
伊藤友紀	163,800	5.07
栗岡千絵	163,800	5.07
イトーヨーギョー社員持株会	36,600	1.13
株式会社ＳＢＩ証券	34,500	1.07
畑中浩	28,000	0.87

（注）1.　上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という）を導入したことによるものであります。

2.　持株比率は、自己株式(581,865株)のうち、ESOP信託所有自己株式(248,100株)を除く、当社所有自己株式(333,765株)を控除して計算し、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑中 浩	経営管理本部長 兼 インフラ事業本部長
常務取締役	神代丈生	開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長
取締役	髙岡薫生	開発本部副本部長
取締役	岡 博	
監査役(常勤)	鑄方徳亮	
監査役	喜多秀樹	弁理士
監査役	藤原信介	税理士

(注) 1. 取締役岡博氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役喜多秀樹及び藤原信介の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役岡博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役藤原信介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	4人	49,500千円	
(うち社外取締役)	(1人)	(1,800千円)	
監査役	3人	7,200千円	
(うち社外監査役)	(2人)	(2,400千円)	
計	7人	56,700千円	

(注) 1. 株主総会の決議(平成26年６月27日)による取締役報酬限度額は年額150,000千円であります。
2. 株主総会の決議(平成12年２月24日)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役岡博氏、社外監査役喜多秀樹氏及び社外監査役藤原信介氏は、いずれも重要な兼職はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	岡　博	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	喜多秀樹	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	藤原信介	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	14,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従来の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成27年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり整備し、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めます。また、必要に応じて見直しを行い、実効性のある体制の構築に努めます。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社のすべての取締役及び使用人は、企業理念及び社是に基づいた行動を行い、法令・社会規範を遵守するとともに、「取締役会規程」その他関連規程を制定し、実効性ある内部統制システムの構築に努めております。

② 当社及び子会社は監査役制度を採用し、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、「監査役会規程」に基づき、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行っております。

③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するためのコンプライアンス体制の基礎として、当社代表取締役社長を議長とする「コンプライアンス推進チーム」及び「クロス・ファンクショナル・チーム」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、当社及び子会社の取締役及び使用人への啓蒙・教育を行っております。

④ 内部監査部門として、業務執行ラインから独立した当社代表取締役社長直轄の監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社各部門及び当社子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法令及び「取締役会規程」の定めるところに従い、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。

② 各部署の業務遂行に伴って「職務権限規程」に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。

③ 管理部を主管部署として秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとしております。

④ 「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等を定め、これに基づき情報を保管・管理するものとし、管理水準の向上を図っております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等を整備し、取締役及び使用人の権限と責任を明確に定めるとともに、これに基づくリスク管理体制を構築することにより、リスクの発生率低減を図るとともに、リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、万一発生したリスクの会社に与える被害を最小化に努めております。子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程等に準じた体制を構築し、損失の危険等の管理に係る体制を整備しております。

② 当社及び子会社において、全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、当社代表取締役社長を本部長とした経営管理本部を管理責任部門として任命し、関連部署は担当取締役とともにリスク管理体制を構築するとともに、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等の具体的対策に努め、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行っております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社及び子会社は、取締役会を設置し、「取締役会規程」に基づき、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行っております。また、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、社外取締役を継続的に選任し、公正かつ適正に業務を執行しております。

② 当社及び子会社は、効率的で機動的な経営を行うための基礎として、原則として取締役会を月１回開催するほか、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び使用人に権限を委譲しております。

③ 取締役会は、中期経営計画及び各年度の予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題及びその実施計画を立案・実行し、その進捗状況の管理を行っております。

④　取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、責任と権限を明確に定めるとともに、効率的に執行できる体制としております。

⑤　取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進しております。

⑥　当社は、取締役及び執行役員等で構成する「情報ブリーフィング」を定期的に開催し、業務執行上の重要課題について報告を行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社においては自主的経営を基本としておりますが、当社が子会社の経営内容を的確に把握するために、業績・財務状況、重要な報告事項を定期的に当社へ報告することを子会社の各取締役に義務付け、当社及び子会社の事業に関して、重要な案件は事前に協議し相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営、事業の発展を図るため「関連会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況等を管理する体制を図っております。

②　子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、当社経営管理本部が網羅的・統括的に管理しております。

③　「関連会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、当社及び子会社の意思の疎通を図り、円滑なグループ活動と技術、生産、営業、販売の諸問題につき協調を促進するため、定期的に関連会社連絡会議を開催しております。

④　子会社に対する監査は、当社「内部監査規程」に基づき、当社監査部門が定期的に監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告を行っております。

(6) 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　当社及び子会社は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、又は監査役から要請がある場合には、当社代表取締役社長と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査業務に必要な事項を命令することができます。また、必要に応じて管理部に所属する者も職務の補助にあたるものとしております。

②　選任期間中の当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲され、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとしております。当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査役と事前に協議を行い、承認を得たうえで決定するものとしております。

③　当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先するものとしております。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、「監査役会規程」に基づき、監査役から業務の執行状況について報告を要請された場合、迅速に報告及び情報提供を行っております。

② 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼす又はそのおそれのある法令、定款違反などの事実を発見した場合、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が発生したときは、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、上記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができます。

③ 当社監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、不正な目的で通報を行った場合を除き、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人等に周知徹底しております。

④ 当社及び子会社の監査役は、取締役の意思決定に関し善管注意義務・忠実義務等の履行状況を監視・検証するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、稟議書、契約書等の業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要があると認められるときは、当社及び子会社の取締役及び使用人等に説明を求めるとともに意見を述べております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行っております。

② 監査役は、代表取締役社長、内部監査人及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとし、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社及び子会社に対し必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

① 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築しております。

② すべての取締役及び使用人は、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「ＩＴ（情報技術）への対応」の６つの基本的要素を業務に取り込み、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととしております。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催しました。その他、監査役会は14回、コンプライアンス体制の基礎となるクロス・ファンクショナル・チーム会議は９回、情報ブリーフィングは20回開催いたしました。また、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、企業防衛対策協議会の定例会議にも参加しております。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見を交換し、各事業所を視察する等の情報交換を図っております。

③ 監査室は、「監査計画書」や「Ｊ－ＳＯＸ基本方針書」に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で臨み、取引関係その他の一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、管理部を統括部門として、企業防衛対策協議会への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求を受けた場合への解決を図る体制を整えております。

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,968,973**	**流動負債**	**680,545**
現金及び預金	536,333	支払手形	311,526
受取手形	403,717	買掛金	80,539
電子記録債権	37,690	1年内返済予定の長期借入金	19,992
売掛金	289,954	未払金	74,040
完成工事未収入金	304,424	工事未払金	130,885
商品及び製品	339,013	繰延税金負債	319
原材料及び貯蔵品	42,499	未払費用	2,238
前払費用	8,616	未払法人税等	12,603
その他	7,303	預り金	10,189
貸倒引当金	△580	リース債務	15,140
固定資産	**2,150,383**	完成工事補償引当金	556
有形固定資産	**1,529,178**	賞与引当金	14,980
建物	311,865	その他	7,533
構築物	74,399	**固定負債**	**480,483**
機械装置	57,652	長期借入金	176,676
車両運搬具	0	長期未払金	75,000
工具、器具及び備品	17,470	繰延税金負債	73,660
土地	1,033,126	退職給付引当金	111,461
リース資産	26,337	リース債務	30,298
建設仮勘定	8,325	その他	13,387
無形固定資産	**7,898**	**負債合計**	**1,161,028**
ソフトウェア	1,754	**純資産の部**	
電話加入権	818	**株主資本**	**2,909,157**
リース資産	5,326	**資本金**	**500,000**
投資その他の資産	**613,306**	**資本剰余金**	**249,075**
投資有価証券	110,002	資本準備金	249,075
関係会社株式	26,152	**利益剰余金**	**2,377,782**
破産更生債権等	36,327	利益準備金	61,400
長期前払費用	5,829	その他利益剰余金	2,316,382
投資不動産	453,000	固定資産圧縮積立金	132,330
その他	18,320	別途積立金	1,920,000
貸倒引当金	△36,327	繰越利益剰余金	264,052
		自己株式	**△217,699**
		評価・換算差額等	**49,170**
		その他有価証券評価差額金	49,170
資産合計	**4,119,357**	**純資産合計**	**2,958,328**
		負債及び純資産合計	**4,119,357**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,589,703
売上原価		1,642,086
売上総利益		947,616
販売費及び一般管理費		902,198
営業利益		45,417
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,111	
スクラップ売却益	95	
その他	12,203	14,411
営業外費用		
支払利息	885	
為替差損	1,203	
その他	2,917	5,005
経常利益		54,823
特別利益		
固定資産売却益	1,654	1,654
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	48	
減損損失	216,131	
関係会社株式評価損	26,366	242,546
税引前当期純損失（△）		△186,068
法人税、住民税及び事業税	10,036	
法人税等調整額	△335	9,700
当期純損失（△）		△195,769

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	249,075	61,400	133,083	1,920,000	476,983	2,591,466
当期変動額							
剰余金の配当						△17,915	△17,915
当期純利益又は当期純損失(△)						△195,769	△195,769
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				△752		752	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計				△752		△212,931	△213,684
当期末残高	500,000	249,075	61,400	132,330	1,920,000	264,052	2,377,782

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△217,746	3,122,795	35,948	35,948	3,158,743
当期変動額					
剰余金の配当		△17,915			△17,915
当期純利益又は当期純損失(△)		△195,769			△195,769
自己株式の処分	46	46			46
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13,222	13,222	13,222
当期変動額合計	46	△213,637	13,222	13,222	△200,414
当期末残高	△217,699	2,909,157	49,170	49,170	2,958,328

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価額に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品・製品・原材料

総平均法による原価法

② 未成工事支出金

個別法による原価法

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　４年～50年　　機械及び装置　　９年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

請負工事の補修による費用支出に備えるため、保証期間内の補修費用見込み額に基づき計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年５月17日）第50項（１）第３号、年金資産の期末時価及び当事業年度末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイントに基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上の計上基準は、原則として出荷基準によっておりますが、建築設備部の売上は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

また、商品のうち輸入機械の据付工事を含む契約については、据付完了時点で売上を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 減価償却方法の変更に関する会計方針変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（株式給付型ＥＳＯＰ制度について）

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型ＥＳＯＰ」（以下「本制度」という）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数

前事業年度38百万円、248千株、当事業年度38百万円、248千株

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建　　物	65,657千円
土　　地	220,257千円
計	285,915千円

(2) 担保に係る債務　　－千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

(1) 有形固定資産	3,481,283千円
(2) 投資不動産	603,729千円

3. 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関１行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	300,000千円
借入金実行残高	－千円
差引残高	300,000千円

4. 財務制限条項

コミットメント契約には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合は、貸付人の請求により、直ちにその債務全額を返済することになっております。

(1) 借入人は、平成29年３月決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成28年３月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75％以上に維持すること。

(2) 借入人は、平成29年３月決算期の末日における借入人の単体の損益計算書及び単体のキャッシュ・フロー計算書において、以下の計算式の基準値が０未満とならない状態を維持すること。

基準値＝経常損益＋減価償却費

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は事業区分を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産及び賃貸資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

遊休資産等については、当事業年度において売却の意思決定を行ったことに伴い、売却予定の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(172,150千円)として特別損失に計上しております。

事業用資産については、当事業年度において本店移転の意思決定を行ったことに伴い、取壊しが予定されている建物及び建物附属設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(43,981千円)として特別損失に計上しております。なお、減損損失には、処分見込費用(17,500千円)が含まれております。

当事業年度における減損損失の内訳は以下のとおりであります。

用途	場所	種類	金額(千円)
遊休資産等	兵庫県高砂市	土地	172,150
事業用資産	兵庫県神戸市	建物他	43,981
計			216,131

(注) なお、土地については売却予定価額を回収可能価額として算定し、建物及び建物附属設備については備忘価額を回収可能価額として算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	3,568,000	―	―	3,568,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	582,165	―	300	581,865

(注)1 当社は、平成23年11月25日開催の取締役会において、「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成23年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を250,000株取得しております。なお、平成29年3月31日現在において信託口が所有する当社株式248,100株を自己株式に含めて記載しております。

(注)2 (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

信託が保有する当社株式交付に伴う減少　300株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基 準 日	効　力発 生 日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	19,405	6	平成28年３月31日	平成28年６月30日

（注） 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,490千円を含んでおります。

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基 準 日	効　力発 生 日
平成29年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,873	8	平成29年３月31日	平成29年６月30日

（注） 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,984千円を含んでおります。

4. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首　248,400株　　当期末　248,100株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

増加　　－株　　減少　　300株

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

1,984千円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にコンクリート製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金のうち自己資金でまかなえない部分は金融機関、あるいは資本市場より調達することとしております。一時的な余資は定期預金等、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引はリスク回避する手段に限定して利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携、あるいは資本提携等を目的とする株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品及び原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されております。外貨調達は実需の範囲内で必要都度、機動的に行っております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。なお、決算期末日現在デリバティブ取引に該当する取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引権限を定めた社内規程に則り、各事業部門及び管理部が主体となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、月次で通貨別に為替の変動リスクは把握しつつ実需の範囲で必要最小限を調達するポジションを維持し、為替相場に対してはニュートラルな姿勢で対応することとしております。なお当社は決算期末日現在外貨建ての売掛債権はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理財務室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の２か月分相当に維持すること、また、金融機関からのコミットメントラインの取得などによる資金調達手段の多様化などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	536,333	536,333	―
(2) 受取手形	403,717	403,745	27
(3) 電子記録債権	37,690	37,692	2
(4) 売掛金	289,954	289,956	2
(5) 完成工事未収入金	304,424	304,495	71
(6) 投資有価証券			
① その他有価証券	107,002	107,002	―
(7) 破産更生債権等	36,327		
貸倒引当金（※１）	△36,327		
	―	―	―
資産計	1,679,122	1,679,226	104
(1) 支払手形	311,526	311,335	△190
(2) 買掛金	80,539	80,539	―
(3) 工事未払金	130,885	130,885	―
(4) 未払金	74,040	73,905	△134
(5) 長期未払金	75,000	73,133	△1,866
(6) 長期借入金（※２）	196,668	196,668	―
負債計	868,660	866,468	△2,191

（※１）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤ 完成工事未収入金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑥ 投資有価証券

時価の算定方法は、取引所の価額によっております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	37,051	99,424	62,372
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	5,096	7,578	2,481
	小計	42,148	107,002	64,854
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		42,148	107,002	64,854

⑦ 破産更生債権等

時価は、帳簿価額から個別貸倒引当金を控除した額により算定しております。

(2) 負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 工事未払金、④ 未払金、⑤ 長期未払金

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥長期借入金

すべて変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2． 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

科目	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（※1）	非上場株式	3,000
関係会社株式	非上場株式	26,152

（※1）市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県及び岡山県において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設、賃貸用住宅、賃貸用駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

（単位：千円）

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
遊休地	611,991	△163,620	448,371	1,350,969
オフィスビル	249,041	△1,373	247,667	160,686
商業施設	26,460	△810	25,650	42,000
住宅	153,820	△863	152,956	332,228
駐車場等	46,584	△19,860	26,725	49,675
合計	1,087,900	△186,528	901,371	1,935,560

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加	遊休地への振替	14,620千円
	固定資産の取得	8,559千円
減少	減損損失	172,150千円
	賃貸等不動産の減少	14,620千円

3. 当事業年度の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に準ずる評価書等に基づく金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、39,719千円であります。なお、賃貸損益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
欠損金	158,018千円
未払役員退職金	26,632千円
関係会社株式評価損	8,062千円
賞与引当金	4,615千円
たな卸資産評価損	9,692千円
退職給付引当金	34,085千円
貸倒引当金	11,287千円
固定資産減損損失	78,995千円
投資有価証券評価損	21,069千円
その他	3,998千円
繰延税金資産小計	356,457千円
評価性引当額	△356,457千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△58,296千円
その他有価証券評価差額金	△15,683千円
繰延税金負債合計	△73,979千円
繰延税金負債の純額	△73,979千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

特記すべき事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特記すべき事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	990円69銭
１株当たり当期純損失	65円56銭

（注）　総額法の適用により計上された自己株式については、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数　248,100株　　期中平均の当該自己株式の数　248,326株

（重要な後発事象に関する注記）

特記すべき事項はありません。

（その他の注記）

記載金額は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社イトーヨーギョー
　取締役会　御中

清　和　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　藤　本　　亮　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　潔　弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イトーヨーギョーの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

株式会社イトーヨーギョー　監査役会

常勤監査役　　鑄　方　徳　亮　㊞

監　査　役　　喜　多　秀　樹　㊞

監　査　役　　藤　原　信　介　㊞

（注）　監査役喜多秀樹及び監査役藤原信介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置付け、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュ・フローの安定、将来の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金８円　　総額 25,873,880円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月30日

第２号議案　会計監査人選任の件

会計監査人清和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、ひびき監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がひびき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	ひびき監査法人
主たる事務所の所在地	大阪市中央区北浜２丁目３番６号 北浜山本ビル４階
沿　　革	昭和50年　有恒監査法人設立 昭和54年　ナニワ監査法人設立 昭和62年　新橋監査法人設立 平成９年　ペガサス監査法人設立 平成19年　ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、大阪監査法人に名称変更 平成24年　PKF Internationalに加入 平成26年　大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人に名称変更
概　　要	（平成28年７月１日現在） 出資金　36,500,000円 構成人員　161名 公認会計士　147名 会計士補　６名 その他の職員　８名

以　上

メ　モ　欄

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

会　　場　大阪市北区豊崎三丁目９番１号
ホテルサンルート梅田　本館２階「太陽の間」
電話　06（6373）1111

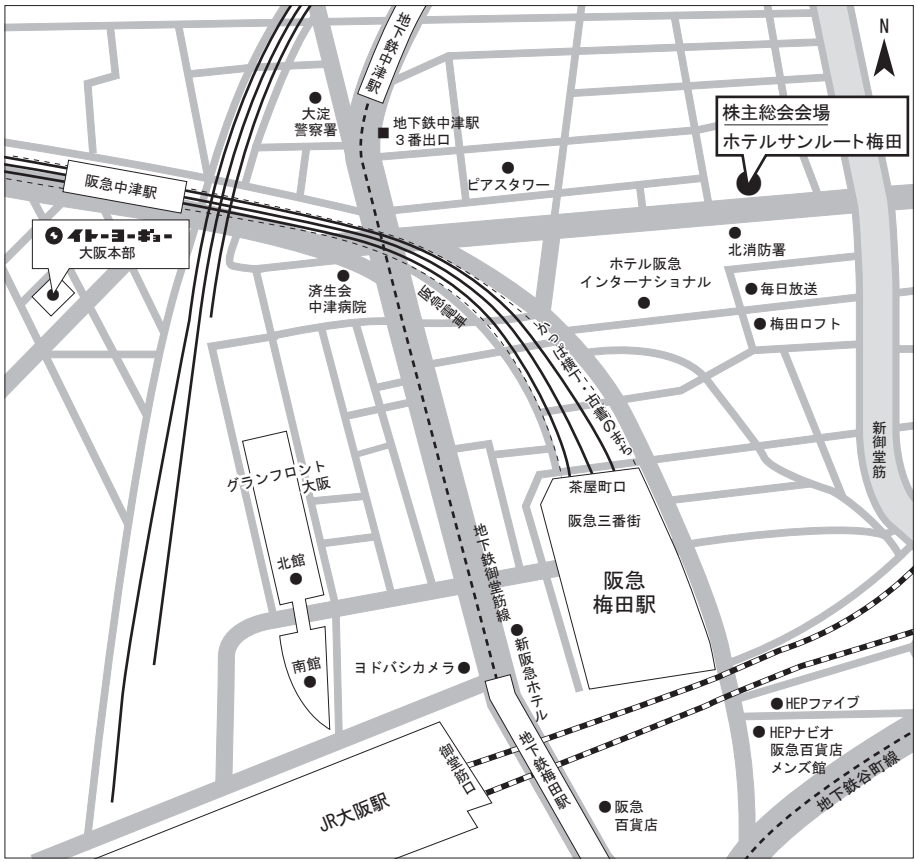

［交通のご案内］
●地下鉄御堂筋線「中津駅」３番出口より徒歩約４分、「梅田駅」より徒歩約10分
●阪急電車「梅田駅」茶屋町口より徒歩約５分
●ＪＲ「大阪駅」御堂筋口より徒歩約10分
※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。